

■ 電子処方せんって何？

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです。

患者さんが電子処方せんを選択し、医師・歯科医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照することに対して、同意をすることで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報にもとづいた医療を受けられるようになります。結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能となります。

■ 電子処方せんのメリットとは？ 利用方法は？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけでなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報を医師・薬剤師と共有することができます。そうすることで、同じ成分のお薬をもらうこと（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。

■ 電子処方せんはいつから使えるの？

電子処方箋は令和5年1月から、準備の整った医療機関・薬局で利用ができるようになる予定です。

■ これまでの紙が電子化される以外に何か違いはあるの？

今まででは過去のお薬情報は、実際に処方・調剤した医療機関・薬局・患者さん自身（お薬手帳）でしか参照できませんでした。

これからは、複数の医療機関・薬局をまたいだお薬情報も一元的にオンラインで管理することで、直近に処方調剤されたお薬を含め、過去3年分のお薬情報を参照できるようになります。

それらの情報を元にした診察等が受けられるので、よりよい医療サービスを受けていただくことが可能になります。

■ 電子処方せんはセキュリティ面での問題は大丈夫なの？

医療機関や薬局が送受信する電子処方せんのやり取りは安全なネットワークを介して行われ、電子処方せんのデータは適切に管理される為、安心してご利用いただけます。

また、処方せんを電子化することで紙の処方せんを紛失するリスクも防げるようになります。

■ 電子処方せんは、どこの医療機関・薬局でも使えるの？

電子処方せんは従来の健康保険証でもご利用いただけますが、マイナンバーカードをご利用いただくことにより、複数の医療機関・薬局で処方や調剤されたお薬の情報を他の医療機関や薬局で確認できるため、よりよい医療を受けることができます。

■ 紙の処方せんは、もう完全に廃止されるの？

紙の処方せんも引き続きご利用いただけます。

電子処方せんは、患者さん自身が希望した場合に発行できる、電子化された処方せんのことです。

(2022年9月22日 厚生労働省HPより)